

令和 4 年 3 月 1 5 日 提出

定例教育委員会会議議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和4年3月15日（火） 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 渡部 佳子 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 小寺 孝治郎 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 5 号	令和4年度重点目標・施策について	2
議 案 第 6 号	木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	3
議 案 第 7 号	木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について	5

5 報 告 事 項

(1) 報 告 第 1 号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等）について(7P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第 5 号

令和 4 年度重点目標・施策について

別紙のとおり令和 4 年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

令和 4 年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めるにあたり、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

議案第 6 号

木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

木更津市立小学校及び中学校管理規則（昭和 3 9 年木更津市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「4 月 5 日まで」を「起算して日曜日及び土曜日を除く 5 日間」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市立小学校及び中学校の学年始め休業日の期間を変更することについて、関係条文を整備するものである。

新旧対照表

○木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

新	旧
木更津市立小学校及び中学校管理規則 昭和39年3月26日 教育委員会規則第1号 (休業日) 第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 (1) 学年始め休業日 4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く5日間 (2)～(6) 略 2 略	木更津市立小学校及び中学校管理規則 昭和39年3月26日 教育委員会規則第1号 (休業日) 第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 (1) 学年始め休業日 4月1日から4月5日まで (2)～(6) 略 2 略

議案第 7 号

木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則
木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則（昭和 6 0 年木更津市教育委員会規則第 4 号）の
一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中 「

1	2	3
1	2	3
4	5	6
7		

」 を 「

1	2	3
1	2	3
4	5	

」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

提案理由

木更津市立少年自然の家キャンプ場西キャンプ場のテントベースを撤去するため、様式を修正するものである。

市立少年自然の家キャンプ場使用（取消し・変更）許可書

許可 第 号

年 月 日

様

木更津市教育委員会

年 月 日付けで申請のあつたキャンプ場使用（取消し・変更）を次のとおり許可します。

使用目的												
使用日時		自	至	年	月	日	時	分	入場	退場		
使用 人 員	区分	3 歳 未 満			3歳以上中学生以下			そ の 他 の 者			計	
	男子	人			人			人			人	
	女子	人			人			人			人	
	計	人			人			人			人	
引 率 責 任 者	住所 氏名					電話 年齢 歳						
使用 料	☐ 無料	☐ 有料	規定使用料		追加使用料		減 免 額		納 付 額		還 付 額	
			円		円		円		円		円	
使用 場 所	西 キ ャ ン プ 場			北 キ ャ ン プ 場			南 キ ャ ン プ 場					
	キャビン テント	1 2 3 1 2 3 4 5		キャビン	1 2 3							

報告第 1 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和4年3月7日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第1号

市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）
について

臨時代理第2号

市議会の議決を要する事件の議案（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案）について

臨時代理第3号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案）について

別紙のとおり

木教総第711号

令和4年3月7日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和4年3月市議会定例会に附議する教育委員会に係る条例案の意見聴取に
ついて (回答)

令和4年3月2日付け木職第1467号で意見を求められました標記の件につきまして、
意見はございません。

木職第1467号

令和4年3月2日

木更津市教育委員会教育長 廣部 昌弘 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦

(公印省略)

令和4年3月市議会定例会に附議する教育委員会に係る
条例案の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定により、別添のとおり改正条例案を送付いたしますので、令和4年3月9日まで
に回答願います。

記

1. 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（令和4年4月1日施行）
2. 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（令和4年4月1日施行）
3. 木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（令和4年4
月1日施行）



議案第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6級」を「7級」に改める。

第12条の2第2項中「号級」を「号給」に、「100分の15」を「100分の20」に改める。

第18条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

（単位：円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	

54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	

83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800			
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000			
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200			
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
94		294, 900	342, 600						
95		295, 200	343, 100						
96		295, 600	343, 500						
97		295, 800	343, 700						
98		296, 100	344, 100						
99		296, 500	344, 500						
100		296, 900	344, 800						
101		297, 100	345, 100						
102		297, 400	345, 500						
103		297, 800	345, 900						
104		298, 100	346, 300						
105		298, 300	346, 800						
106		298, 600	347, 200						
107		299, 000	347, 600						
108		299, 300	348, 000						
109		299, 500	348, 500						
110		299, 900	348, 900						
111		300, 300	349, 200						

112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付 職 員	154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000

別表第２の７級の項中「参事」を「困難な業務を行う課長」に改め、同表６級の項中「課長」の次に「課長補佐」を加え、同表５級の項中「課長補佐」を「困難な業務を行う係長」に改める。

（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改める。

第２４条第１項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第1（第4条）

ア 行政職給料表

（単位：円）

職務 の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	1 4 6, 1 0 0	1 9 5, 5 0 0
2	1 4 7, 2 0 0	1 9 7, 3 0 0
3	1 4 8, 4 0 0	1 9 9, 1 0 0
4	1 4 9, 5 0 0	2 0 0, 9 0 0
5	1 5 0, 6 0 0	2 0 2, 4 0 0
6	1 5 1, 7 0 0	2 0 4, 2 0 0
7	1 5 2, 8 0 0	2 0 6, 0 0 0
8	1 5 3, 9 0 0	2 0 7, 8 0 0
9	1 5 4, 9 0 0	2 0 9, 4 0 0
1 0	1 5 6, 3 0 0	2 1 1, 2 0 0
1 1	1 5 7, 6 0 0	2 1 3, 0 0 0
1 2	1 5 8, 9 0 0	2 1 4, 8 0 0
1 3	1 6 0, 1 0 0	2 1 6, 2 0 0
1 4	1 6 1, 6 0 0	2 1 8, 0 0 0
1 5	1 6 3, 1 0 0	2 1 9, 7 0 0
1 6	1 6 4, 7 0 0	2 2 1, 5 0 0
1 7	1 6 5, 9 0 0	2 2 3, 2 0 0
1 8	1 6 7, 4 0 0	2 2 4, 9 0 0
1 9	1 6 8, 9 0 0	2 2 6, 5 0 0
2 0	1 7 0, 4 0 0	2 2 8, 1 0 0
2 1	1 7 1, 7 0 0	2 2 9, 5 0 0
2 2	1 7 4, 4 0 0	2 3 1, 2 0 0
2 3	1 7 7, 0 0 0	2 3 2, 8 0 0

2 4	1 7 9, 6 0 0	2 3 4, 4 0 0
2 5	1 8 2, 2 0 0	2 3 5, 4 0 0
2 6	1 8 3, 9 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 7	1 8 5, 5 0 0	2 3 8, 3 0 0
2 8	1 8 7, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0
2 9	1 8 8, 7 0 0	2 4 0, 7 0 0
3 0	1 9 0, 4 0 0	2 4 1, 9 0 0
3 1	1 9 2, 2 0 0	2 4 2, 9 0 0
3 2	1 9 3, 9 0 0	2 4 4, 1 0 0
3 3	1 9 5, 5 0 0	2 4 5, 4 0 0
3 4	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 4 0 0
3 5	1 9 8, 4 0 0	2 4 7, 6 0 0
3 6	1 9 9, 9 0 0	2 4 8, 9 0 0
3 7	2 0 1, 2 0 0	2 4 9, 8 0 0
3 8	2 0 2, 5 0 0	2 5 1, 1 0 0
3 9	2 0 3, 7 0 0	2 5 2, 3 0 0
4 0	2 0 5, 0 0 0	2 5 3, 6 0 0
4 1	2 0 6, 3 0 0	2 5 5, 0 0 0
4 2	2 0 7, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0
4 3	2 0 8, 9 0 0	2 5 7, 6 0 0
4 4	2 1 0, 2 0 0	2 5 8, 8 0 0
4 5	2 1 1, 3 0 0	2 6 0, 0 0 0
4 6	2 1 2, 6 0 0	2 6 1, 2 0 0
4 7	2 1 3, 9 0 0	2 6 2, 5 0 0
4 8	2 1 5, 2 0 0	2 6 3, 6 0 0
4 9	2 1 6, 3 0 0	2 6 4, 7 0 0
5 0	2 1 7, 4 0 0	2 6 5, 8 0 0
5 1	2 1 8, 4 0 0	2 6 7, 1 0 0
5 2	2 1 9, 5 0 0	2 6 8, 4 0 0

5 3	2 2 0, 6 0 0	2 6 9, 4 0 0
5 4	2 2 1, 6 0 0	2 7 0, 5 0 0
5 5	2 2 2, 5 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 6	2 2 3, 5 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 3, 8 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 4, 6 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 5, 4 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 6, 1 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 1	2 2 6, 8 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 2	2 2 7, 8 0 0	2 7 9, 1 0 0
6 3	2 2 8, 6 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 4	2 2 9, 4 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 5	2 3 0, 1 0 0	2 8 1, 5 0 0
6 6	2 3 0, 8 0 0	2 8 2, 4 0 0
6 7	2 3 1, 7 0 0	2 8 3, 1 0 0
6 8	2 3 2, 7 0 0	2 8 4, 0 0 0
6 9	2 3 3, 4 0 0	2 8 5, 0 0 0
7 0	2 3 4, 0 0 0	2 8 5, 8 0 0
7 1	2 3 4, 5 0 0	2 8 6, 6 0 0
7 2	2 3 5, 2 0 0	2 8 7, 4 0 0
7 3	2 3 6, 0 0 0	2 8 8, 2 0 0
7 4	2 3 6, 6 0 0	2 8 8, 7 0 0
7 5	2 3 7, 2 0 0	2 8 9, 1 0 0
7 6	2 3 7, 7 0 0	2 8 9, 6 0 0
7 7	2 3 8, 4 0 0	2 8 9, 8 0 0
7 8	2 3 9, 1 0 0	2 9 0, 1 0 0
7 9	2 3 9, 8 0 0	2 9 0, 3 0 0
8 0	2 4 0, 3 0 0	2 9 0, 7 0 0
8 1	2 4 0, 8 0 0	2 9 0, 9 0 0

8 2	2 4 1, 5 0 0	2 9 1, 1 0 0
8 3	2 4 2, 2 0 0	2 9 1, 5 0 0
8 4	2 4 2, 9 0 0	2 9 1, 8 0 0
8 5	2 4 3, 5 0 0	2 9 2, 1 0 0
8 6	2 4 4, 2 0 0	2 9 2, 4 0 0
8 7	2 4 4, 9 0 0	2 9 2, 7 0 0
8 8	2 4 5, 6 0 0	2 9 3, 1 0 0
8 9	2 4 6, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0
9 0	2 4 6, 6 0 0	2 9 3, 8 0 0
9 1	2 4 6, 9 0 0	2 9 4, 1 0 0
9 2	2 4 7, 3 0 0	2 9 4, 5 0 0
9 3	2 4 7, 6 0 0	2 9 4, 7 0 0
9 4		2 9 4, 9 0 0
9 5		2 9 5, 2 0 0
9 6		2 9 5, 6 0 0
9 7		2 9 5, 8 0 0
9 8		2 9 6, 1 0 0
9 9		2 9 6, 5 0 0
1 0 0		2 9 6, 9 0 0
1 0 1		2 9 7, 1 0 0
1 0 2		2 9 7, 4 0 0
1 0 3		2 9 7, 8 0 0
1 0 4		2 9 8, 1 0 0
1 0 5		2 9 8, 3 0 0
1 0 6		2 9 8, 6 0 0
1 0 7		2 9 9, 0 0 0
1 0 8		2 9 9, 3 0 0
1 0 9		2 9 9, 5 0 0
1 1 0		2 9 9, 9 0 0

1 1 1		3 0 0, 3 0 0
1 1 2		3 0 0, 6 0 0
1 1 3		3 0 0, 8 0 0
1 1 4		3 0 1, 0 0 0
1 1 5		3 0 1, 3 0 0
1 1 6		3 0 1, 7 0 0
1 1 7		3 0 1, 9 0 0
1 1 8		3 0 2, 1 0 0
1 1 9		3 0 2, 4 0 0
1 2 0		3 0 2, 7 0 0
1 2 1		3 0 3, 1 0 0
1 2 2		3 0 3, 3 0 0
1 2 3		3 0 3, 6 0 0
1 2 4		3 0 3, 9 0 0
1 2 5		3 0 4, 2 0 0

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	3 1 7, 1 0 0	3 6 4, 2 0 0
2	3 1 9, 3 0 0	3 6 5, 5 0 0
3	3 2 1, 4 0 0	3 6 6, 4 0 0
4	3 2 3, 3 0 0	3 6 7, 5 0 0
5	3 2 5, 3 0 0	3 6 8, 6 0 0
6	3 2 7, 3 0 0	3 7 0, 3 0 0
7	3 2 9, 3 0 0	3 7 1, 2 0 0
8	3 3 1, 0 0 0	3 7 3, 0 0 0
9	3 3 3, 1 0 0	3 7 3, 8 0 0

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	3 7 3, 8 0 0	4 1 4, 3 0 0
2	3 7 4, 6 0 0	4 1 6, 1 0 0
3	3 7 6, 1 0 0	4 1 7, 6 0 0
4	3 7 7, 5 0 0	4 1 9, 1 0 0
5	3 7 8, 2 0 0	4 2 0, 7 0 0

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級
	給料月額
1	3 6 8, 6 0 0
2	3 7 0, 3 0 0
3	3 7 1, 2 0 0
4	3 7 3, 0 0 0
5	3 7 3, 8 0 0

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年木更津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「6級」を「7級」に、「5級」を「6級」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 切替日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員及び再任用職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以後に新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、第2項の規定に準じて、給料を支給する。

5 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、行政職給料表の適用を受ける再任用職員のうち、その職務の級が5級又は6級である者の行政職給料表の適用については、第1条の規定による改正後の給与条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

本市の一般職の職員及び会計年度任用職員の給料表を国に準じた給料表に改定し、並びに令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改定するため、並びに本市の一般職の職員の管理職手当の支給率の上限及び級別基準職務表を改定する等のため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表
○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第 1 条関係）

新										旧																											
職員の給与に関する条例 (初任給、昇給及び昇格) 第4条 略 2 略 3 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（職務の級が7級以上である職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 4～8 略 (管理職手当) 第12条の2 略 2 前項に規定する管理職手当の額は、これを受ける職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。 3 略 (期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 略										職員の給与に関する条例 (初任給、昇給及び昇格) 第4条 略 2 略 3 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（職務の級が6級以上である職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 4～8 略 (管理職手当) 第12条の2 略 2 前項に規定する管理職手当の額は、これを受ける職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額に100分の15を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。 3 略 (期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略										昭和26年3月26日 条例第8号																	
別表第1（第3条第1項） 行政職給料表 (単位：円)										別表第1（第3条第1項） 行政職給料表																											
<table><tr><th>職務 の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th></tr></table>										職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	<table><tr><th>職務 の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th></tr></table>										職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																													
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																													

号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	146,100	195,500	231,500	289,700	319,200	362,900	379,400	408,100	
2	147,200	197,300	233,100	291,900	321,400	365,500	381,800	410,500	
3	148,400	199,100	234,600	294,000	323,700	367,900	384,200	413,000	
4	149,500	200,900	236,200	296,000	325,900	370,500	386,600	415,400	
5	150,600	202,400	237,600	297,900	328,100	372,400	389,000	417,300	
6	151,700	204,200	239,300	300,000	330,100	374,900	391,400	419,600	
7	152,800	206,000	240,800	302,200	332,300	377,200	393,800	421,700	
8	153,900	207,800	242,400	304,200	334,500	379,700	396,200	423,900	
9	154,900	209,400	243,500	306,100	336,400	382,100	398,600	425,900	
10	156,300	211,200	245,000	308,400	338,600	384,800	401,000	428,000	
11	157,600	213,000	246,600	310,600	340,600	387,400	403,400	430,100	
12	158,900	214,800	247,900	312,900	342,800	390,100	405,800	432,200	
13	160,100	216,200	249,400	315,000	344,600	392,500	408,100	433,900	
14	161,600	218,000	250,800	317,100	346,600	394,800	410,500	435,700	
15	163,100	219,700	252,100	319,300	348,600	397,000	413,000	437,700	
16	164,700	221,500	253,500	321,400	350,600	399,400	415,400	439,700	
17	165,900	223,200	255,000	323,300	352,300	401,200	417,300	441,600	
18	167,400	224,900	256,500	325,300	354,300	403,200	419,600	443,400	
19	168,900	226,500	258,200	327,300	356,100	405,100	421,700	445,200	
20	170,400	228,100	260,000	329,300	358,000	406,900	423,900	446,900	
21	171,700	229,500	261,600	331,000	359,900	408,800	425,900	448,700	
22	174,400	231,200	263,300	333,100	361,800	410,600	428,000	450,200	
23	177,000	232,800	264,900	335,100	363,800	412,400	430,100	451,600	
24	179,600	234,400	266,500	337,200	365,700	414,300	432,200	453,100	
25	182,200	235,400	268,400	338,600	367,700	416,100	433,900	454,500	
26	183,900	236,900	270,200	340,500	369,600	417,600	435,700	455,800	
27	185,500	238,300	271,900	342,400	371,600	419,100	437,700	457,100	
28	187,200	239,500	273,600	344,300	373,600	420,700	439,700	458,300	
29	188,700	240,700	275,300	345,900	375,100	422,300	441,600	459,300	
30	190,400	241,900	277,000	347,800	376,900	423,600	443,400	460,000	
31	192,200	242,900	278,800	349,700	378,700	424,900	445,200	460,800	

<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		

<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>446,900</u>	<u>461,500</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>448,700</u>	<u>462,200</u>
<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>450,200</u>	<u>463,000</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>451,600</u>	<u>463,700</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>453,100</u>	<u>464,300</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>454,500</u>	<u>464,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>455,800</u>	<u>465,400</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>457,100</u>	<u>466,000</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>458,300</u>	<u>466,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>459,300</u>	<u>467,100</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>460,000</u>	<u>467,600</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>460,800</u>	<u>468,000</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>461,500</u>	<u>468,300</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	<u>369,800</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>462,200</u>	<u>468,600</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	<u>371,000</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	<u>463,000</u>	<u>468,900</u>
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	<u>372,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	<u>463,700</u>	<u>469,200</u>
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>373,400</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	<u>464,300</u>	<u>469,500</u>
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>374,600</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	<u>464,800</u>	<u>469,800</u>
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>375,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	<u>465,400</u>	<u>470,100</u>
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>377,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	<u>466,000</u>	<u>470,400</u>
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>378,200</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	<u>466,600</u>	<u>470,700</u>
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>379,300</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	<u>467,100</u>	<u>471,000</u>
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>380,500</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	<u>467,600</u>	<u>471,300</u>
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>381,600</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	<u>468,000</u>	<u>471,600</u>
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>382,700</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	<u>468,300</u>	<u>471,900</u>
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>383,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	<u>468,600</u>	<u>472,200</u>
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>384,800</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	<u>468,900</u>	<u>472,500</u>
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>385,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	<u>469,200</u>	<u>472,800</u>
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>387,000</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	<u>469,500</u>	<u>473,100</u>
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	<u>325,300</u>	<u>388,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	<u>469,700</u>	<u>473,400</u>
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	<u>326,500</u>	<u>389,200</u>	<u>404,100</u>	<u>445,200</u>		<u>473,700</u>
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	<u>327,700</u>	<u>390,400</u>	<u>404,400</u>	<u>445,500</u>		<u>474,000</u>
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	<u>328,900</u>	<u>391,500</u>	<u>404,700</u>	<u>445,800</u>		<u>474,300</u>

<u>65</u>	<u>230, 100</u>	<u>281, 500</u>	<u>330, 100</u>	<u>392, 600</u>	<u>405, 000</u>	<u>446, 000</u>	<u>474, 500</u>
<u>66</u>	<u>230, 800</u>	<u>282, 400</u>	<u>331, 300</u>	<u>393, 800</u>	<u>405, 300</u>		
<u>67</u>	<u>231, 700</u>	<u>283, 100</u>	<u>332, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>405, 600</u>		
<u>68</u>	<u>232, 700</u>	<u>284, 000</u>	<u>333, 700</u>	<u>396, 100</u>	<u>405, 900</u>		
<u>69</u>	<u>233, 400</u>	<u>285, 000</u>	<u>334, 800</u>	<u>396, 800</u>	<u>406, 100</u>		
<u>70</u>	<u>234, 000</u>		<u>336, 000</u>	<u>397, 500</u>	<u>406, 400</u>		
<u>71</u>	<u>234, 500</u>		<u>337, 200</u>	<u>398, 200</u>	<u>406, 700</u>		
<u>72</u>	<u>235, 200</u>		<u>338, 400</u>	<u>398, 900</u>	<u>407, 000</u>		
<u>73</u>	<u>236, 000</u>		<u>339, 300</u>	<u>399, 500</u>	<u>407, 200</u>		
<u>74</u>	<u>236, 600</u>		<u>340, 500</u>	<u>400, 100</u>	<u>407, 500</u>		
<u>75</u>	<u>237, 200</u>		<u>341, 600</u>	<u>400, 600</u>	<u>407, 800</u>		
<u>76</u>	<u>237, 700</u>		<u>342, 700</u>	<u>401, 000</u>	<u>408, 000</u>		
<u>77</u>			<u>343, 800</u>	<u>401, 400</u>	<u>408, 200</u>		
<u>78</u>			<u>344, 900</u>	<u>401, 700</u>	<u>408, 400</u>		
<u>79</u>			<u>346, 000</u>	<u>402, 000</u>	<u>408, 600</u>		
<u>80</u>			<u>347, 100</u>	<u>402, 300</u>	<u>408, 800</u>		
<u>81</u>			<u>348, 200</u>	<u>402, 600</u>	<u>408, 900</u>		
<u>82</u>			<u>349, 600</u>	<u>402, 900</u>			
<u>83</u>			<u>351, 100</u>	<u>403, 200</u>			
<u>84</u>			<u>352, 600</u>	<u>403, 500</u>			
<u>85</u>			<u>354, 200</u>	<u>403, 800</u>			
<u>86</u>			<u>355, 000</u>	<u>404, 100</u>			
<u>87</u>			<u>356, 200</u>	<u>404, 400</u>			
<u>88</u>			<u>357, 200</u>	<u>404, 700</u>			
<u>89</u>			<u>358, 100</u>	<u>405, 000</u>			
<u>90</u>			<u>359, 200</u>	<u>405, 300</u>			
<u>91</u>			<u>360, 100</u>	<u>405, 600</u>			
<u>92</u>			<u>361, 200</u>	<u>405, 900</u>			
<u>93</u>			<u>362, 100</u>	<u>406, 100</u>			
<u>94</u>			<u>362, 800</u>				
<u>95</u>			<u>363, 500</u>				

<u>65</u>	<u>230, 100</u>	<u>281, 500</u>	<u>328, 200</u>	<u>366, 900</u>	<u>383, 300</u>	<u>405, 000</u>
<u>66</u>	<u>230, 800</u>	<u>282, 400</u>	<u>328, 600</u>	<u>367, 600</u>	<u>383, 900</u>	<u>405, 300</u>
<u>67</u>	<u>231, 700</u>	<u>283, 100</u>	<u>329, 300</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 500</u>	<u>405, 600</u>
<u>68</u>	<u>232, 700</u>	<u>284, 000</u>	<u>330, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 100</u>	<u>405, 900</u>
<u>69</u>	<u>233, 400</u>	<u>285, 000</u>	<u>330, 900</u>	<u>369, 300</u>	<u>385, 500</u>	<u>406, 100</u>
<u>70</u>	<u>234, 000</u>	<u>285, 800</u>	<u>331, 600</u>	<u>369, 900</u>	<u>386, 000</u>	<u>406, 400</u>
<u>71</u>	<u>234, 500</u>	<u>286, 600</u>	<u>332, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>386, 500</u>	<u>406, 700</u>
<u>72</u>	<u>235, 200</u>	<u>287, 400</u>	<u>333, 000</u>	<u>371, 200</u>	<u>387, 100</u>	<u>407, 000</u>
<u>73</u>	<u>236, 000</u>	<u>288, 200</u>	<u>333, 500</u>	<u>371, 500</u>	<u>387, 400</u>	<u>407, 200</u>
<u>74</u>	<u>236, 600</u>	<u>288, 700</u>	<u>334, 100</u>	<u>372, 100</u>	<u>387, 800</u>	<u>407, 500</u>
<u>75</u>	<u>237, 200</u>	<u>289, 100</u>	<u>334, 600</u>	<u>372, 800</u>	<u>388, 200</u>	<u>407, 800</u>
<u>76</u>	<u>237, 700</u>	<u>289, 600</u>	<u>335, 200</u>	<u>373, 400</u>	<u>388, 600</u>	<u>408, 000</u>
<u>77</u>	<u>238, 400</u>	<u>289, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>373, 800</u>	<u>388, 900</u>	<u>408, 200</u>
<u>78</u>	<u>239, 100</u>	<u>290, 100</u>	<u>336, 000</u>	<u>374, 300</u>	<u>389, 200</u>	<u>408, 500</u>
<u>79</u>	<u>239, 800</u>	<u>290, 300</u>	<u>336, 400</u>	<u>374, 900</u>	<u>389, 500</u>	<u>408, 800</u>
<u>80</u>	<u>240, 300</u>	<u>290, 700</u>	<u>336, 900</u>	<u>375, 400</u>	<u>389, 800</u>	<u>409, 000</u>
<u>81</u>	<u>240, 800</u>	<u>290, 900</u>	<u>337, 300</u>	<u>375, 900</u>	<u>390, 000</u>	<u>409, 200</u>
<u>82</u>	<u>241, 500</u>	<u>291, 100</u>	<u>337, 800</u>	<u>376, 500</u>	<u>390, 300</u>	<u>409, 500</u>
<u>83</u>	<u>242, 200</u>	<u>291, 500</u>	<u>338, 300</u>	<u>377, 000</u>	<u>390, 600</u>	<u>409, 800</u>
<u>84</u>	<u>242, 900</u>	<u>291, 800</u>	<u>338, 800</u>	<u>377, 300</u>	<u>390, 800</u>	<u>410, 000</u>
<u>85</u>	<u>243, 500</u>	<u>292, 100</u>	<u>339, 100</u>	<u>377, 700</u>	<u>391, 000</u>	<u>410, 200</u>
<u>86</u>	<u>244, 200</u>	<u>292, 400</u>	<u>339, 500</u>	<u>378, 200</u>	<u>391, 300</u>	
<u>87</u>	<u>244, 900</u>	<u>292, 700</u>	<u>340, 000</u>	<u>378, 600</u>	<u>391, 600</u>	
<u>88</u>	<u>245, 600</u>	<u>293, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>379, 000</u>	<u>391, 800</u>	
<u>89</u>	<u>246, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 700</u>	<u>379, 400</u>	<u>392, 000</u>	
<u>90</u>	<u>246, 600</u>	<u>293, 800</u>	<u>341, 100</u>	<u>379, 900</u>	<u>392, 300</u>	
<u>91</u>	<u>246, 900</u>	<u>294, 100</u>	<u>341, 600</u>	<u>380, 300</u>	<u>392, 600</u>	
<u>92</u>	<u>247, 300</u>	<u>294, 500</u>	<u>342, 000</u>	<u>380, 700</u>	<u>392, 800</u>	
<u>93</u>	<u>247, 600</u>	<u>294, 700</u>	<u>342, 200</u>	<u>381, 000</u>	<u>393, 000</u>	
<u>94</u>		<u>294, 900</u>	<u>342, 600</u>			
<u>95</u>		<u>295, 200</u>	<u>343, 100</u>			

[illegible]

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新		旧													
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月26日 条例第15号		木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月26日 条例第15号													
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の125</u> 」と読み替えるものとする。		(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の127.5</u> 」と読み替えるものとする。													
2 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の125</u> 」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。		2 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の127.5</u> 」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。													
2・3 略		2・3 略													
別表第1（第4条）		別表第1（第4条）													
ア 行政職給料表		ア 行政職給料表													
(単位：円)		(単位：円)													
<table><tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>2級</td></tr><tr><td>号給</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td></tr></table>		職務の級	1級	2級	号給	給料月額	給料月額	<table><tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>2級</td></tr><tr><td>号給</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td></tr></table>		職務の級	1級	2級	号給	給料月額	給料月額
職務の級	1級	2級													
号給	給料月額	給料月額													
職務の級	1級	2級													
号給	給料月額	給料月額													

<u>1</u>	<u>146, 100</u>	<u>195, 500</u>
<u>2</u>	<u>147, 200</u>	<u>197, 300</u>
<u>3</u>	<u>148, 400</u>	<u>199, 100</u>
<u>4</u>	<u>149, 500</u>	<u>200, 900</u>
<u>5</u>	<u>150, 600</u>	<u>202, 400</u>
<u>6</u>	<u>151, 700</u>	<u>204, 200</u>
<u>7</u>	<u>152, 800</u>	<u>206, 000</u>
<u>8</u>	<u>153, 900</u>	<u>207, 800</u>
<u>9</u>	<u>154, 900</u>	<u>209, 400</u>
<u>10</u>	<u>156, 300</u>	<u>211, 200</u>
<u>11</u>	<u>157, 600</u>	<u>213, 000</u>
<u>12</u>	<u>158, 900</u>	<u>214, 800</u>
<u>13</u>	<u>160, 100</u>	<u>216, 200</u>
<u>14</u>	<u>161, 600</u>	<u>218, 000</u>
<u>15</u>	<u>163, 100</u>	<u>219, 700</u>
<u>16</u>	<u>164, 700</u>	<u>221, 500</u>
<u>17</u>	<u>165, 900</u>	<u>223, 200</u>
<u>18</u>	<u>167, 400</u>	<u>224, 900</u>
<u>19</u>	<u>168, 900</u>	<u>226, 500</u>
<u>20</u>	<u>170, 400</u>	<u>228, 100</u>
<u>21</u>	<u>171, 700</u>	<u>229, 500</u>
<u>22</u>	<u>174, 400</u>	<u>231, 200</u>
<u>23</u>	<u>177, 000</u>	<u>232, 800</u>
<u>24</u>	<u>179, 600</u>	<u>234, 400</u>
<u>25</u>	<u>182, 200</u>	<u>235, 400</u>
<u>26</u>	<u>183, 900</u>	<u>236, 900</u>
<u>27</u>	<u>185, 500</u>	<u>238, 300</u>
<u>28</u>	<u>187, 200</u>	<u>239, 500</u>
<u>29</u>	<u>188, 700</u>	<u>240, 700</u>
<u>30</u>	<u>190, 400</u>	<u>241, 900</u>
<u>31</u>	<u>192, 200</u>	<u>242, 900</u>
<u>32</u>	<u>193, 900</u>	<u>244, 100</u>
<u>33</u>	<u>195, 500</u>	<u>245, 400</u>

<u>1</u>	<u>146, 100</u>	<u>195, 500</u>
<u>2</u>	<u>147, 200</u>	<u>197, 300</u>
<u>3</u>	<u>148, 400</u>	<u>199, 100</u>
<u>4</u>	<u>149, 500</u>	<u>200, 900</u>
<u>5</u>	<u>150, 600</u>	<u>202, 400</u>
<u>6</u>	<u>151, 700</u>	<u>204, 200</u>
<u>7</u>	<u>152, 800</u>	<u>206, 000</u>
<u>8</u>	<u>153, 900</u>	<u>207, 800</u>
<u>9</u>	<u>154, 900</u>	<u>209, 400</u>
<u>10</u>	<u>156, 300</u>	<u>211, 200</u>
<u>11</u>	<u>157, 600</u>	<u>213, 000</u>
<u>12</u>	<u>158, 900</u>	<u>214, 800</u>
<u>13</u>	<u>160, 100</u>	<u>216, 200</u>
<u>14</u>	<u>161, 600</u>	<u>218, 000</u>
<u>15</u>	<u>163, 100</u>	<u>219, 700</u>
<u>16</u>	<u>164, 700</u>	<u>221, 500</u>
<u>17</u>	<u>165, 900</u>	<u>223, 200</u>
<u>18</u>	<u>167, 400</u>	<u>224, 900</u>
<u>19</u>	<u>168, 900</u>	<u>226, 500</u>
<u>20</u>	<u>170, 400</u>	<u>228, 100</u>
<u>21</u>	<u>171, 700</u>	<u>229, 500</u>
<u>22</u>	<u>174, 400</u>	<u>231, 200</u>
<u>23</u>	<u>177, 000</u>	<u>232, 800</u>
<u>24</u>	<u>179, 600</u>	<u>234, 400</u>
<u>25</u>	<u>182, 200</u>	<u>235, 400</u>
<u>26</u>	<u>183, 900</u>	<u>236, 900</u>
<u>27</u>	<u>185, 500</u>	<u>238, 300</u>
<u>28</u>	<u>187, 200</u>	<u>239, 500</u>
<u>29</u>	<u>188, 700</u>	<u>240, 700</u>
<u>30</u>	<u>190, 400</u>	<u>241, 900</u>
<u>31</u>	<u>192, 200</u>	<u>242, 900</u>
<u>32</u>	<u>193, 900</u>	<u>244, 100</u>
<u>33</u>	<u>195, 500</u>	<u>245, 400</u>

<u>68</u>	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>
<u>69</u>	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>234,000</u>	
<u>71</u>	<u>234,500</u>	
<u>72</u>	<u>235,200</u>	
<u>73</u>	<u>236,000</u>	
<u>74</u>	<u>236,600</u>	
<u>75</u>	<u>237,200</u>	
<u>76</u>	<u>237,700</u>	

<u>68</u>	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>
<u>69</u>	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>236,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>236,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>237,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>238,400</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>239,100</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>239,800</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>
<u>84</u>	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>
<u>85</u>	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>
<u>86</u>	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>
<u>87</u>	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
<u>94</u>		<u>294,900</u>
<u>95</u>		<u>295,200</u>
<u>96</u>		<u>295,600</u>
<u>97</u>		<u>295,800</u>
<u>98</u>		<u>296,100</u>
<u>99</u>		<u>296,500</u>
<u>100</u>		<u>296,900</u>
<u>101</u>		<u>297,100</u>

<u>102</u>	<u>297, 400</u>
<u>103</u>	<u>297, 800</u>
<u>104</u>	<u>298, 100</u>
<u>105</u>	<u>298, 300</u>
<u>106</u>	<u>298, 600</u>
<u>107</u>	<u>299, 000</u>
<u>108</u>	<u>299, 300</u>
<u>109</u>	<u>299, 500</u>
<u>110</u>	<u>299, 900</u>
<u>111</u>	<u>300, 300</u>
<u>112</u>	<u>300, 600</u>
<u>113</u>	<u>300, 800</u>
<u>114</u>	<u>301, 000</u>
<u>115</u>	<u>301, 300</u>
<u>116</u>	<u>301, 700</u>
<u>117</u>	<u>301, 900</u>
<u>118</u>	<u>302, 100</u>
<u>119</u>	<u>302, 400</u>
<u>120</u>	<u>302, 700</u>
<u>121</u>	<u>303, 100</u>
<u>122</u>	<u>303, 300</u>
<u>123</u>	<u>303, 600</u>
<u>124</u>	<u>303, 900</u>
<u>125</u>	<u>304, 200</u>

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
<u>1</u>	<u>317, 100</u>	<u>364, 200</u>
<u>2</u>	<u>319, 300</u>	<u>365, 500</u>
<u>3</u>	<u>321, 400</u>	<u>366, 400</u>
<u>4</u>	<u>323, 300</u>	<u>367, 500</u>

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
<u>1</u>	<u>317, 100</u>	<u>364, 200</u>
<u>2</u>	<u>319, 300</u>	<u>365, 500</u>
<u>3</u>	<u>321, 400</u>	<u>366, 400</u>
<u>4</u>	<u>323, 300</u>	<u>367, 500</u>

<u>5</u>	<u>325,300</u>	<u>368,600</u>
<u>6</u>	<u>327,300</u>	<u>370,300</u>
<u>7</u>	<u>329,300</u>	<u>371,200</u>
<u>8</u>	<u>331,000</u>	<u>373,000</u>
<u>9</u>	<u>333,100</u>	<u>373,800</u>

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
<u>1</u>	<u>373,800</u>	<u>414,300</u>
<u>2</u>	<u>374,600</u>	<u>416,100</u>
<u>3</u>	<u>376,100</u>	<u>417,600</u>
<u>4</u>	<u>377,500</u>	<u>419,100</u>
<u>5</u>	<u>378,200</u>	<u>420,700</u>

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級 号給	1 級 給料月額
<u>1</u>	<u>368,600</u>
<u>2</u>	<u>370,300</u>
<u>3</u>	<u>371,200</u>
<u>4</u>	<u>373,000</u>
<u>5</u>	<u>373,800</u>

<u>5</u>	<u>325,300</u>	<u>368,600</u>
<u>6</u>	<u>327,300</u>	<u>369,800</u>
<u>7</u>	<u>329,300</u>	<u>371,000</u>
<u>8</u>	<u>331,000</u>	<u>372,200</u>
<u>9</u>	<u>333,100</u>	<u>373,400</u>

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
<u>1</u>	<u>373,400</u>	<u>414,300</u>
<u>2</u>	<u>374,600</u>	<u>416,100</u>
<u>3</u>	<u>375,800</u>	<u>417,600</u>
<u>4</u>	<u>377,000</u>	<u>419,100</u>
<u>5</u>	<u>378,200</u>	<u>420,700</u>

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級 号給	1 級 給料月額
<u>1</u>	<u>368,600</u>
<u>2</u>	<u>369,800</u>
<u>3</u>	<u>371,000</u>
<u>4</u>	<u>372,200</u>
<u>5</u>	<u>373,400</u>

新旧対照表
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	新	旧
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 平成26年3月15日 条例第4号 (昇給の特例)		職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 平成26年3月15日 条例第4号
2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が6級以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が5級以上である職員にあつては、1号給）」とする。 3 略		(昇給の特例) 2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が6級以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が5級以上である職員にあつては、1号給）」とする。 3 略

議案第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年木更津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の特別職の職員で常勤のものと及び特定任期付職員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (第 1 条関係)

新		旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3 略	3 略	3 略

新旧対照表

○議案第 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (第2 条関係)

新		旧	
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「10分の120」とあるのは「100分の162.5」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「10分の120」とあるのは「100分の162.5」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「10分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	

議案第 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため並びに職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表
○議案第 号 木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子）をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ・ウ 略 (部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）	木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子）をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (ウ) 略 イ・ウ 略 (部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める</u>

	非常勤職員 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 略
(部分休業の承認の取消事由) 第22条 略 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置	

令和 4 年 3 月 1 5 日 提 出

定例教育委員会会議議案

(その 2 議案第 8 号)

木更津市教育委員会

議案第 8 号

職務の級が 6 級以上の職員等の人事について

別紙のとおり職務の級が 6 級以上の職員等の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 5 号の規定により、議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

4 月 1 日付けの職員の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

1 職務の級が6級以上の職員

(1) 退職（令和4年3月31日付） 1名

現 職 名	氏 名	備 考
木更津市立清見台公民館長	安藤 道由	定年

(2) 転出（令和4年4月1日付） 5名

現 職 名	氏 名	新 職 名
教育部次長 教育部教育総務課長事務取扱い	平野 義視	監査委員事務局長
木更津市立図書館長	森田 益央	福祉部次長 福祉部自立支援課長事務取扱い
木更津市立図書館主幹 副館長兼図書館係長事務取扱い	長谷川 光敏	福祉部介護保険課課長補佐 計画推進係長事務取扱い
木更津市立中央公民館主幹 副館長兼事業係長事務取扱い	綱島 利明	企画部企画課 かずさ水道広域連合企業団
木更津市立畑沢公民館主幹（再任用）	地曳 文利	市民部市民課主幹（再任用）

(3) 転入（令和4年4月1日付） 4名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部次長 教育部教育総務課長事務取扱い	重城 秋子	市民部次長 市民部保険年金課長事務取扱い
木更津市立図書館長	松井 晋	福祉部介護保険課課長補佐
木更津市立中央公民館 副館長兼事業係長事務取扱い	山下 要一郎	市民部市民課 金田出張所長
木更津市立清見台公民館長	多賀 一也	都市整備部住宅課長

(4) 再任用（令和4年4月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
木更津市立西清川公民館長	江尻 益男	環境部長

(5) 変更（令和4年4月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部参事 教育部学校教育課長事務取扱い	今井 克彦	教育部 部参事 教育部学校教育課事務取扱い

令和 4 年 3 月 1 5 日 提 出

定例教育委員会会議議案

(その 3 議案第 9 号)

木更津市教育委員会

議案第 9 号

木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について

別紙のとおり木更津市立公民館長を任命することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 9 号の規定により、議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

会計年度任用職員をもって充てる教育機関（公民館）の長の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

木更津市立公民館長(会計年度任用職員)候補者名簿

職 名	氏 名	住 所	生年月日	任 期	初年度 発 令	通 算 年 数	前 職
岩根公民館長	アイバ アキヒロ 相場 明彦	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R3. 4. 1	1年	前富来田小学校長
高柳市民学習会館長							
鎌足公民館長	サトウ チアキ 佐藤 千明	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R2. 4. 1	2年	前清見台小学校長
富岡公民館長	ホシノ カズヒロ 星野 隆弘	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R3. 4. 1	1年	前中央公民館長
文京公民館長	オグラ トシユキ 小倉 敏幸	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R4. 4. 1	新規	前南清小学校長
文京市民学習会館長							
八幡台公民館長	イシイ カズヒロ 石井 一彦	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R2. 4. 1	2年	前富岡公民館長
東清公民館長	ササキ ヒデユキ 佐々木 英之	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	H31. 4. 1	3年	前木更津市職員
岩根西公民館長	マエダ タツヤ 前田 達哉	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R3. 4. 1	1年	前東清小学校長
岩根西市民学習会館長							
波岡公民館長	ユウノ マサル 河野 勝	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R4. 4. 1	新規	前木更津第一小学校長
桜井公民館長	イチハラ ヒロシ 市原 浩	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R3. 4. 1	1年	前太田中学校長
桜井市民学習会館長							

令和 4 年 3 月 1 5 日 提 出

定例教育委員会会議議案

(その 4 議案第 1 0 号)

木更津市教育委員会

議案第 10 号

木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について

別紙のとおり木更津市郷土博物館金のすず館長を任命することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 19 号の規定により、議決を求める。

令和 4 年 3 月 15 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

会計年度任用職員をもって充てる教育機関（博物館）の長の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

木更津市郷土博物館金のすず館長(会計年度任用職員)
候補者名簿

氏 名	住 所	生年月日	任 期	初年度 発 令	通 算 年 数	前 職
岩 埜 シンジ イノノ 伸二	■■■■■■■■■■	■■■■	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	R3. 4. 1	1年	前木更津市職員